

第七十六回 貴族院 貸家組合法案特別委員會議事速記録第一號

(二二六)

付託議案  
貸家組合法案(政)  
住宅營團法案(政)  
醫療保護法案(政)

委員氏名

委員長 子爵立見 豊丸君  
副委員長 男爵高木 喜實君

候爵德川 賴貞君  
候爵中山 輔親君

伯爵松木 宗隆君  
子爵植村 家治君  
子爵實吉 純郎君

仁井田益太郎君  
男爵前田 勇君

田口 阿一君  
男爵山川 建君

中川 望君  
長岡隆一郎君

安宅 稲吉君  
小坂 梅吉君

松井貞太郎君  
齋藤万壽雄君

岩田 三史君

昭和十六年一月十八日(火曜日)午前十時  
九分開會

○委員長(子爵立見豊丸君) ソレデハ只今  
カラ開會致シマス、貸家組合法案外二案ノ  
委員會ヲ開キマス、先づ政府ノ御説明ヲ願  
ヒマス

○政府委員(兒玉政介君) 只今議題ト相成

リマシタ三ツノ法案ニ付テ内容ノ大體ヲ御説明申上ガタイト存ジマス、先づ第一ニ貸家組合法案ニアリマスガ、本法案ハ大體ニ於キマシテ類似ノ組合立法アリマス、商業組合法ニ倣テ立案ヲ致シテアルノデアリマシテ、以下其ノ主要ナル事項ニ付テ概略御説明ヲ申上ガタイト存ジマス、第一ニ貸家組合ノ目的ト致シテ居リマスル所ハ、組合員ノ貸家ノ供給ヲ圓滑ナラシメマシテ、現下ノ住宅難打開ノ爲、貸家投資家トシテノ職分ヲ完ウサセマスト共ニ、貸屋經營ノ適正化ヲ圖リマシテ、貸家關係ヲ明朗ナラシタルト云フ點ニ在ルノデアリマス、第二ニハ、貸家組合ハ貸家ノ所有者及經營者ヲ以テ組織スルコトトシ、尙此ノ外新タニ貸家ノ建設ヲ爲サムトスルモノヲモ組合ニ加入セシメル途ヲ拓キ、組合ノ共同施設ヲ通じテ貸家建設上諸般ノ便益ヲ享受セシメルコトニ致シタノデアリマス、第三點ハ組合ノ事業デアリマスガ、其ノ主ナルモノハ、賃家ノ建設及經營ニ關スル共同施設ト、貸家ノ賃貸條件等ノ貸家經營ニ關スル統制トデアリマス、共同施設ト致シマシテハ、例ヘバ貸家ノ建設及修繕ニ必要ナル土地及資材ノ共同購入、組合常備ノ大工ノ設置、家賃ノ共同取立、貸家斡旋所ノ設置ト云フヤウナコトデアリ、又貸家ノ賃貸條件等ノ統制致シマシテハ、造作ノ修繕費ノ負擔區分ノ統制、敷金ノ統制ト云フヤウナコトデアリマス、尙組合ガ右ニ述べマシタヤウニ、大體ニ於キマシテ、貸家組合ニ付テ内容ノ大體ヲ御説明ヲ申上ゲマス、是等ノ各事項ニ付テハ詳細ノ説明ヲ省略サセテ戴キマス、尙商業組合法ニ於キマシテハ、御承知ノ如ク、營業ノ統制ヲ

イト云フヤウナ場合ニ於キマシテ、行政官廳ガ特ニ必要アリト認ヌマスレバ、之ヲ行ふコトヲ命ジ得ルコトトシ、又組合ガ貸家ノ賃貸條件等ノ統制ヲ行ヒマス場合ニ於キマシテ、行政官廳ガ特ニ必要アリト認ヌマスレバ、組合員ハ固ヨリノコトデアリマスガ、組合員以外ノ者ニモ其ノ統制ニ從フベキコトヲ命ジ得ルコトト致シタノデアリマス、第四ニハ、貸家組合ニ對シマシテハ、所得稅、法人稅及營業稅ヲ免除シマス外、ノ登錄稅及地方稅ノ不動產取得稅ニ關シ、必要ナル減免ヲ行フコトニ致シタノデアリマス、第五點ハ、組合ノ設立ニハ原則トシテ組合ノ貸家及貸家用地ニ付キマシテ、國稅所定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ノ過半數ノ同意ヲ要スルノデアリマスガ、ス、第五點ハ、組合ノ設立ニハ原則トシテ、組合ヲ組織セシメ、貸室ノ建設ヲ増進シ經營ノ適正ヲ圖ラシムルコトト致シタノデアリマス、而シテ是ノ貸室業者ニ付キマシテモ、組合ヲ組織セシメ、貸室ノ建設ヲ増進シ經營ノ形態内容等ニ於テ著シク趣ヲ異ニスルモノガアリマス、而シテ是ノ貸室ノ場合ハ、スルノデ、貸家組合トハ別個ニ貸室組合ヲ普通ノ貸家ト比較シテ、經營ノ形態内容等ニ於テ著シク趣ヲ異ニスルモノガアリマス、而シテ是ノ貸室ノ場合ハ、スルノデ、貸家組合トハ別個ニ貸室組合ヲ設ケシムルコトト致シタ次第デアリマス、次ニハ住宅營團法案ノ御説明ヲ申上ゲマス、此ノ法案ハ大體ニ於キマシテハ庶民金庫法ニ倣テ立案サシタモノデアリマスガ、先づ第一ニ、住宅營團ノ目的トシマス所ハ、勞務者、官公吏、軍人、教員、會社事務員等ノ比較的少額ナル所得ヲ有スル者ニ對シテ、所要ノ住宅ヲ供給スルコトニ在ルノデアリマシテ、住宅營團ノ事業計畫ニ於キマシテハ、大體ニ於キマシテ二十坪、十五坪及十坪ノ三種類ノ規模ノ住宅ヲ建設スル豫定ニ致シテ居リマス、次ニ住宅營團ノ資本金ハ一億圓トシテ政府ニ於テ其ノ全額ヲ出資スルコトニ定メタノデアリマスガ、是ハ差當

リ今後五箇年間ニ約三十萬戸ノ住宅ト、其

トヲ建設スルニ要スル資金ノ總額ガ約一億圓ニ上ル見込デアリマシテ、其ノ内固定のナ用途ニ充テラレマスモノ、即チ土地ノ購入費等ト初度調辨費等ヲ加ヘマスト、一億圓見當ト見積ラレマシテ、此ノ額ヲ資本金額ト定メタ次第デアリマス、政府出資ノ拂込ハ、初年度ニ於キマシテ二千萬圓デアリマシテ、爾後毎年住宅營團ノ事業計畫ニ即應シテ拂込マレルコトニ相成ツテ居リマス、尙先程モ申述ベマシタ如ク、住宅營團ノ資本ノ大部分ハ、之ニ依リマシテ貸家經營及各種ノ厚生施設ノ用ニ供シマス敷地ヲ購入スルコトナリマス關係上、政府カラ住宅敷地トシテ適當ナル國有地ノ出資ヲ爲シ得ルコト致シマシタガ、初年度ニ於キマシテハ、政府カラノ二千萬圓ノ拂込ノ内、五百萬圓ニ相當スル國有地ノ出資ガアル豫定ニ相成ツテ居リマス、第三ニハ、住宅營團ニ對シマシテハ、其ノ公益性ニ鑑ミ所得稅、法人稅及營業稅ヲ免除致シマス外、國稅ノ登錄稅及地方稅ノ不動產取得稅ニ關シマシテ、必要ナル免稅ヲ爲スコトニ致シタノデアリマス、第四ハ、住宅營團ノ役員デアリマスガ、此ノ役員ニ關シマシテハ、庶民金庫ノ場合ト異ナリマシテ、副理事長ト云フモノヲ置クコトニ致シタノデアリマスガ、是ハ本營團ノ事業分量ガ相當ニ大キク、役職員ノ數モ相當多數ニ上ル見込デアリマス關係上、理事長ヲ補佐シテ事業ノ圓滑ナル遂行ヲ期スル爲ニ副理事長ヲ置ク必要アリト認メタノニ因ルモノデアリマス、第五ニ住宅營團ノ行ヒマス業務ハ第一ニハ住宅ノ建設及經營デアリマス、住宅營團ハ差當リ今後五箇年間ニ約三十萬戸ノ住宅ヲ建設ス

ル計畫デアルト云フコトヲ先程申上げタノ  
五坪ノモノ合計二十萬戸ノモノ及ビ十  
テ土地附ノ分譲ノ方式ニ依テ、又十坪ノモ  
ノ十萬戸ハ原則トシテ賃貸ノ方式ニ依テ  
經營シテ行ク豫定デアリマス、住宅政策上  
茲ニ住宅經營經濟上ノ見地カラ言ヒマシ  
テ、又民間ノ貸家投資ヲ抑制シナイヤウニ  
トノ考慮カラ致シマシテ、原則トシテ分譲  
ノ方法ニ依リ、自分ノ住宅ヲ所有セシムル  
方式ヲ採ルコトヲ適當ト認メタ次第デアリ  
マス、次ニ本營園ハ住宅ノ建設及經營ノ受  
託事業ヲ行フノデアリマス、是ハ例ヘバ工  
場等ノ事業主ガ、労務者住宅ヲ建設シマ  
ス場合ニ、其ノ建設ノ委託ヲ受ケ、又其ノ  
出來上リマシタ住宅ノ經營ノ妙ヲ發  
揮スルヤウニ致シテ參リタイト考へテ居リ  
ケルト云フヤウナ場合デアリマシテ、之ニ  
依リマシテ住宅ノ集團的建設經營ノ妙ヲ發  
揮スルヤウニ致シテ參リタイト考へテ居リ  
マス、又本營園ニ於キマシテハ、一團地ノ  
住宅ヲ建設シ又ハ經營シマス場合ニ於テ、  
之ニ附帶シテ居住者ノ生活ニ必要ナル各種  
ノ厚生施設ヲ建設、經營シマシテ、其ノ福  
利增進ヲ圖ラシメルコトニ致シタノデアリマ  
ス、其ノ他住宅營園ニ於キマシテハ、或  
ハ貸家組合等ニ住宅建設ノ爲ノ資金ノ一部  
ヲ貸付ケルトカ、或ハ住宅ノ賣買及貸借ノ  
仲介ヲ行ヒマストカ、住宅ノ供給茲ニ之ニ  
關聯シテ必要ナル事業ヲ行フコトニ致シタ  
ノデアリマス、次ニ住宅問題ニ於キマシテ  
ハ、用地ノ確保ヲ圖ルコトガ、先決ノ重要  
問題デアルコトニ鑑ミマシテ、住宅營園ニ  
關連シテ必要ナル事業ヲ行フコトニ致シタ

ス、此ノ外住宅營團ノ用地取得ヲ確保シマ  
入札ニ依ラズシテ、随意契約ニ依ッテ住宅營  
團ニ譲渡又ハ貸付ケルコトヲ得ルコト致シタノデ  
シタノデアリマス、第六ニハ資本金ノ十倍  
迄住宅債券ヲ發行シ得ルコト致シタノデ  
アリマシテ、差當リ今後五箇年間ニ資本金  
ノ一億圓ト、其ノ十倍迄ノ住宅債券ノ發行  
トニ依リマシテ、其ノ住宅及附帶厚生施設  
ノ建設等ノ爲必要ト考ヘラレル約十一億圓  
ヲ賄ツテ行ク計畫ト致シテ居リマス、尙住宅  
債券ニ關シマシテハ、其ノ元本ノ償還及利  
息ノ支拂ニ付キマシテ政府ノ保證ヲ受ケ、  
之ニ依リマシテ資金調達ノ確保ヲ圖ルコト  
ニ致シタノデアリマス、第七ニハ本營團ハ  
一定ノ條件ノ下ニ出資者タル政府ニ對シテ  
剩餘金ノ配當ヲ爲シ得ルコトヲ定期待  
マスガ、元來住宅營團ノ住宅供給事業ニ依  
リマシテ、相當ノ利益ヲ擧ゲ、之ニ依ッテ剩  
餘金ノ配當ヲ行フト云フヤウナコトヲ期待  
致シマスコトハ、差當リノ所極メテ困難ナ  
ルモノト考ヘラレルノデアリマスガ、將來  
ニ於キマシテ若シ剩餘金ノ中カラ、損失填  
補ノ爲ノ積立金、職員退職給與積立金等ヲ  
控除シテ、尙殘額ノアリマスヤウナ場合ニ  
ハ、出資者タル政府剩餘金ノ配當ヲ行ヒ得  
ルモノトシタノデアリマス、尤モ其ノ配當  
率ニ付キマシテハ、住宅營團ノ事業ノ性質  
ニ鑑ミマシテ制限ヲ設ケタノデアリマシテ、  
國債ノ利率トノ振合ヲ考慮シテ、最高年三  
分五厘ヲ超ユルコトヲ得ナイモノト致シタ  
次第アリマス、最後ニ監督及罰則ニ關シ  
マシテハ、何レモ殆ド全部庶民金庫法ニ於ケル  
ト同様ノ事項デアリマスルノデ、説明ヲ省  
略サシテ戴キマス、次ハ醫療保護法案ニ付

ニ於キマシテハ、庶民層ノ生活確保ニ萬全ヲ期シマスルコトハ極メテ緊要ノコトト存ズルノデアリマスガ、就中貧困ニシテ生活困難ナル者ニ對スル醫療保護ノ徹底ヲ圖リマスコトハ喫緊ノ要務ト考ヘラレルノデアリマス、然ルニ我が國現時ノ醫療保護制度トシテハ、救護法及母子保護法等ノ法律ニ依リマスルモノノ外、昭和七年以來政府ニ於テ實施シテ居リマス時局匡救醫療救護事業、竝ニ地方公共團體、恩賜財團濟生會其ノ他各種ノ社會事業團體ニ依ルモノ等ガアリマスガ、凡ソ貧困ノ爲ニ生活困難ニシテ、醫療又ハ助産ヲ受クルコト能ハザル者ニ對シテモ普ク保護ノ徹底サレテ居ナイ憾ミガアルノミナラズ、其ノ醫療ノ範圍及び程度ハ未ダ十分トハ申シ難ク、又受療ノ手續ニ於キマシテモ、醫療券ノ雜多デアルトカ、其ノ他醫療費ノ請求及支拂方法ノ複雜ナルコト等、遺憾ノ點ガ多々存スルノデアリマス、而シテ現行各種醫療保護制度ヲ現狀ノ儘ニシテ置イテ、單ニ行政的ノ措置ヲ以テスルノミデハ、是等ノ不備缺陷ヲ是正スルコトハ困難デアルト考ヘマシタノデ、茲ニ新タニ醫療保護ニ關スル法律ヲ制定スルコトトシ、本法案ヲ提出スルニ至ツタ次第デアリマス、本法案ノ内容ノ大體ヲ申上ダマスト、第一ニ本法案ニ於キマシテハ、現行醫療保護事業ニ付救護法及母子保護法ニ依ルモノ、時局匡救醫療救護事業竝ニ地方公共團體、恩賜財團濟生會、其ノ他各種社會事業團體等ニ依ル事業ヲ總テ吸收統合シマシテ、凡ソ醫療保護事業ハ總デ此ノ法律ニ依ルコト致シタノデアリマス、第二ニ、醫療保護ヲ行フ事業者ニ付キマシテハ、市町村及恩賜財團濟生會

ヲ中権トシ、是等ハ當然事業者タルヲ要スルコトトシ、道府縣及特殊ノ公共團體ハ事業者タルコトヲ得ルモノトシ、其ノ他ノ者ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケマシテ事業者タルコトヲ得ルモノト致シタノデアリマス、第三ニ、被保護者ノ範圍ニ付キマンテハ、救護法又ハ母子保護法ノ如ク、極メテ小範圍ノ特殊ノ資格者ノミニ限定スルコトナク、廣ク貧困ニシテ生活困難ナル者ニ對シテ保護ヲ及ボスコト致シタノデアリマス、第四ニ醫療ノ程度ニ付マシテハ、各種社會保險制度又ハ共濟組合制度等ニ依ルモノニ準ズルモノトシ、他面ニ於テハ濫救ノ弊ニ陥ルコトヲ避ケル爲、市町村長ヲシテ被保護者ノ認定ヲ爲サンマルノ機關トシ、尙方面委員ヲシテ之ヲ補助セシムルコトト致シタノデアリマス、ソレカラ第五ニハ、厚生大臣必要アリト認ムルトキハ事業者ニ對シ施設ノ設置若クハ必要ナル附帶事業ヲ行フコトヲ命ジ、又ハ事業者ニ對シ施設及附帶事業ノ讓渡ニ付協議スルコトヲ命ジ得ルコト致シタノデアリマス、第六ニハ醫療保護事業又ハ附帶事業ノ用ニ供スル土地及建物ニ付キマシテハ、公租公課ヲ免除スルコトトシ、又事業者ノ負擔シマシタ所定ノ費用ニ對シマシテハ、國庫ハ救護法ノ場合ニ於ケルト同様ノ補助率ニテ之ヲ補助スルコト致シクノデアリマス、第七ニハ地方長官ハ其ノ道府縣内ノ醫療保護事業ニ關シ計畫ヲ樹テ各事業者ノ發行スペキ醫療券ニ付、其ノ敷及地域ヲ定メテ割當ヲ爲シ、其ノ他必要ナル統制及連絡ノ事務ヲ行フコトトシ、ナカラシムルコトヲ期シタノデアリマス、

尙本法ノ施行ニ要スル經費ハ、昭和十六年度ノ豫算案ニ計上致シテアリマス、何卒御審議ノ上速力ニ御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ御願ヒヲ致シマス  
○委員長(子爵立見豊丸君) 只今三案ノ御説明ヲ願ヒマシタガ、住宅營團法案、貸家組合法案兩案ノ質疑ヲ先づ終リマシテ、ソレガ終リマシテカラ醫療保護法案ノ質疑ニ移リタイト思ヒマスガ、如何デアリマセウカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○委員長(子爵立見豊丸君) ソレデハ御異議ガナケレバ先づ最初ハ二法案ニ付テ御質疑ヲ願ヒマス  
○仁井田益太郎君 此ノ貸家組合法ニ依ツテ貸家組合ノ成立ヲ促スト云フ御趣意デアリマスガ、此ノ貸家組合ノ受クル利益ハ、主トシテ此ノ法律ニ依レバ租稅ノ免除ト云フコトニナシテ居ルンデアリマスガ、併シ其ノ代リニ行政官廳ノ監督ヲ受ケ、又ハ干渉ヲ受クルト云フコトニ相成ルノデアリマスガ、殊ニ第四條デ貸家組合ハ行政官廳ノ命ズル必要ナル事業ヲ行ハナケレバナラスト云フコトニナシテ居ル此ノ第四條ノ所謂事業トシテ醫療保護事業ノ整備ニ資シ得ルコト致シタノデアリマス、第六ニハ醫療保護事業ノ讓渡ニ付協議スルコトヲ命ジ得ルコト致シタノデアリマス、第六ニハ醫療保護事業又ハ附帶事業ノ用ニ供スル土地及建物ニ付キマシテハ、公租公課ヲ免除スルコトトシ、又事業者ノ負擔シマシタ所定ノ費用ニ對シマシテハ、國庫ハ救護法ノ場合ニ於ケルト同様ノ補助率ニテ之ヲ補助スルコト致シクノデアリマス、第七ニハ地方長官ハ其ノ道府縣内ノ醫療保護事業ニ關シ計畫ヲ樹テ各事業者ノ發行スペキ醫療券ニ付、其ノ敷及地域ヲ定メテ割當ヲ爲シ、其ノ他必要ナル統制及連絡ノ事務ヲ行フコトトシ、ナカラシムルコトヲ期シタノデアリマス、

尙本法ノ施行ニ要スル經費ハ、昭和十六年度ノ豫算案ニ計上致シテアリマス、何卒御審議ノ上速力ニ御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ御願ヒヲ致シマス  
○委員長(子爵立見豊丸君) 只今三案ノ御説明ヲ願ヒマシタガ、住宅營團法案、貸家組合法案兩案ノ質疑ヲ先づ終リマシテ、ソレガ終リマシテカラ醫療保護法案ノ質疑ニ移リタイト思ヒマスガ、如何デアリマセウカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕  
○委員長(子爵立見豊丸君) ソレデハ御異議ガナケレバ先づ最初ハ二法案ニ付テ御質疑ヲ願ヒマス  
○仁井田益太郎君 此ノ貸家組合法ニ依ツテ貸家組合ノ成立ヲ促スト云フ御趣意デアリマスガ、此ノ貸家組合ノ受クル利益ハ、主トシテ此ノ法律ニ依レバ租稅ノ免除ト云フコトニナシテ居ルンデアリマスガ、併シ其ノ代リニ行政官廳ノ監督ヲ受ケ、又ハ干渉ヲ受クルト云フコトニ相成ルノデアリマスガ、殊ニ第四條デ貸家組合ハ行政官廳ノ命ズル必要ナル事業ヲ行ハナケレバナラスト云フコトニナシテ居ル此ノ第四條ノ所謂事業トシテ醫療保護事業ノ整備ニ資シ得ルコト致シタノデアリマス、第六ニハ醫療保護事業ノ讓渡ニ付協議スルコトヲ命ジ得ルコト致シタノデアリマス、第六ニハ醫療保護事業又ハ附帶事業ノ用ニ供スル土地及建物ニ付キマシテハ、公租公課ヲ免除スルコトトシ、又事業者ノ負擔シマシタ所定ノ費用ニ對シマシテハ、國庫ハ救護法ノ場合ニ於ケルト同様ノ補助率ニテ之ヲ補助スルコト致シクノデアリマス、第七ニハ地方長官ハ其ノ道府縣内ノ醫療保護事業ニ關シ計畫ヲ樹テ各事業者ノ發行スペキ醫療券ニ付、其ノ敷及地域ヲ定メテ割當ヲ爲シ、其ノ他必要ナル統制及連絡ノ事務ヲ行フコトトシ、ナカラシムルコトヲ期シタノデアリマス、

ノ際此ノ貸家組合法ト云フモノヲ制定スル必要ハナイノデアリマス、何卒御審議ノ上規定ニ依ルトカ、或ハ其ノ他ノ方法ニ依ツテ貸家組合法ノ狙ツテ居ルヤウナコト此ノ貸家組合員ニ對シテハ資材ノ配給等ニ付テハ相當ノ便宜ヲ與ヘルト云フコトニナルデアラウト思ビマスガ、此ノ貸家組合法ニ依ツテ、貸家組合ナルモノガ續々出來ルトコトガ出來ルノデアルカ、多少危険ノ感ナキ能ハズト思フノデスガ、或ハ命令ノ定ムル所ニ依リトカ云フ相當ノ制限ヲ加ヘル要ガアルノデハティカ、行政官廳ハ獨自ノ見解デ必要ナ事業ヲ命ズルト云フコトニナルト、地方々々ニ依ツテ又色々違ヒヲ生ズルコトニナルノデアリマス、統一的ノ考へカラ見テモ矢張リ此ノ行政官廳が命ジ得ル事業ハ勅令ノ定ムル所、命令ノ定ムル所トカ云フヤウニセナイト、貸家組合ヲ作ル者ハ何ダカドウモ分ラスト云フコトニナルト思フノデスガ、其ノ點ヲ伺ヒタイ、先づ第一ニ貸家組合ニ付テ伺ツテ、ソレカラ住宅營團ニ付テモ伺ヒタイト思フノデスガ、序デ、アリマスカラ、貸家營團ニ付テモ政府ノ所ノガ圓滑ニ出來ルカドウカト云フコトヲ疑ツテ居ルノデスガ、本案ヲ制定シテ果シテ所ノノデアリマスガ、貸家組合法ヲ制定シテ、アリマスカラ、貸家營團ニ付テモ政府ノ所ノノデアリマスガ、此ノ貸家營團ナルモノハ住宅難ヲ緩和スルト云フ趣意カラ出テ居ルコトハ申ス迄モナイノデアリマス、アリマスカラ、貸家營團ニ付テモ政府ノ所ノノデアリマスガ、此ノ貸家組合ナルモノハ住宅難ヲ緩和スルト云フ趣意カラ出テ居ルコトハ申ス迄モナイノデアリマス、アリマスカラ、貸家營團ニ付テモ政府ノ所ノノデアリマスガ、今日住宅難ニ際シテ土地分譲、土地ヲ含メテ分譲スルト云フヤウナ方法デ、比較的経費ヲ要スルヤリ方デ住宅難ヲ緩和スルコトガ出來マスカドウカ、尙土地付ノ家屋ヲ分譲スルト云フヤ

リ方デハ所有慾ヲ満足セシムルト云フコト  
ハ出来ルデアリマセウ、併シナガラ今日ハ  
住宅ヲ所有シタイト云フ所有慾ヲ満足セシ  
ムルヨリハ、先ヅ以テ居所ニ困ルト云フ者  
ヲ救濟スルト云フノガ第一意義デナケレバ  
ナラスト思フ、茲ニ土地付ノ住宅ヲ分譲ス  
ルト云フヤリ方デハ相當ノ經費ヲ要スルト  
思フノデス、國ノ所有スル土地ヲ以テ政府  
ガ出資スト云フコトデアリマスガ、ソレデ  
ハ足リナイノデ、無論ソレハ買收シテ行カ  
ナケジバナラス土地モアルグラウト思フ、  
斯カル小住宅ヲ造ル爲ニハ相當ノ地面ヲ要  
スルノデ、而モ鳥ノ巣箱ノヤウナ住宅ヲ造ッ  
テ、サウシテ果シテ其ノ住宅所有者ガ朗カナ  
生活ガ出来ルカドウカ、寧ロ斯カル小住宅  
ノ集團的 existence ト云フモノハ生活ニ餘リ快ク  
シタコトデナイト思フノデアリマスガ、此ノ  
ナイモノデアルト私ハ考ヘル、十軒カ二十  
軒デアレバ或ハ其ノ小住宅ノ集團的存在ハ大  
殊ニ火災ノ關係トカ、色々ノ點カラ見テ、  
住宅營團ノ狙ツテ居ル所ハ、モット多クノ小  
住宅ヲ造ラウト云フコトデアラウト思フ、  
ナラスト思フノデス、何ガ故ニ政府ハ住宅  
團的生活ヲセシムルト云フコトガ、果シテ  
宜イカドウカ、サウ云フ點ニ考へナケレバ  
「アパート」トカサウ云フヤウナモノヲ言フ  
ノデアリマスガ、先ヅサウ云フモノニ主力  
ヲ注イデ、追ッテハ小住宅ヲ建設シテ分譲ス  
ルノガ宜カラウト思フ、最初カラ此ノ小住  
宅ヲ造ルト云フ建前デ、此ノ住宅營團ト云  
フ事業ヲ經營セシムルト云フ趣意ガ私ニヘ諒  
解ガ出来ナイ、御承知ノ通リ今日ハ居所ガナ

「ヨーロッパ」アタリノ生活状態ニ較ベテ住宅ガ極ク簡易ナモノデ、住宅ヲ得ルニ容易カッタハ相當ニ容易カッタ云フコトガ、非常ニ影響ガアルノデアッテ、ト云フヤウナヤリ方デ、果シテ今日ノ住宅難ヲ緩和スルコトガ出來ルカドウカ、殊ニ新シク結婚ヲスル者ガ分譲ノ方法ニ依ッテ住宅ヲ得ルト云フヤウナコトデ、最初ノ結婚生活ヲ營ムト云フコトガ考ヘラル、デアリマセウカ、差當リ此ノ新シク結婚スル者ハ兎ニ角「アパート」ノヤウナ小サノ所ニデモ住ツテ結婚生活ヲ營マウト云フノガ第一ニ考ヘル所デアルト思フ、殊ニ二十年先ニ、此ノ土地ガ自分ノ物ニナルト云フヤウナ前途遼遠ナ、而モ二十年ノ先ニナツテハドウナルカ分ラナイ、而モ二十年先ニナツテ二十坪、十五坪ノ小住宅ヲ自分ノ所有ニシヨテ自分ノ生活モ向上シ、自分ノ地位モ向上シヨウト云フヤウナ向上心ノナイ者ハ、マア比較的私ハ少イグラウト思フ、二十年先ニナツテ云フ者ガ二十年先ヲ豫期シテ此ノ小住宅ヲ取得スルト云フヤウナ考ヲ持ツデアラウカドウカ、今日迄同潤會トカ、其ノモウ廢朽ニ近イ小住宅ヲ自分ノ所有ニスル他ノ團體方試ミテ居ルノハ二十年ナドト云フ長イ期間デハナイ、長クトモ十年位ノモノデアル、二十年先ニナツテ此ノ小住宅或ハモウ廢朽ニ近イ小住宅ヲ自分ノ所有ニスルカ、私ハサウ云フ者ハ比較的少イグラウト

思フ、殊ニ何カノ事情ニ依ツテ外ニ移住セヌ  
難デアル、成ル程住宅營團デハ之ヲ買收ス  
ル、或程度迄自分ノモノニナルノデアリマ  
スカラ、サウ云フ希望ノ者ニ對シテハ相當  
ノ報償ガ與ヘラルルデアリマセウガ、是ハ  
比較的少イノデアル、二十年先ニナッテドウ  
ナルカ分ラナイ、子供ガ多クナリ、十五坪  
ノ住宅デ足リルカドウカ分ラヌヤウナ者ガ  
喜ンデ之ニ應ズルカドウカ、斯ウ云フヤリ  
方ガドウデアラウカ、私ハ實ハ斯ウ疑フノ  
デアリマス、寧ロ住宅營團デハ差當リ「ア  
パート」ノヤウナモノヲドンヽ造ル、サウ云  
フ方針ニ出マスル方ガ宜イト思フ、サウス  
レバ土地モ比較的少クテ濟ムノデアル、最  
初カラ經費ヲ餘計出シテ造ル所ノ住宅ト云  
フモノハ、比較的ニ少イト云フ結果ヲ招來  
スルト云フコトハ考ヘ物デアルト思フノデ  
スガ、是等ノ點ヲ一つ伺ヒタインデス

云フコトハ、斯ウ云フ建築材料ニ致シマシ  
テモ、資金ニ致シマシテモ統一サレタ統制  
組合ト申シマスカ、ト云フヤウナコトニナッ  
テ参リマスト、ドウシテモ不便ナ所ガアリ  
マス、斯カル不自由ナ所ガ非常ニ多イノデ  
アリマス、ソコニ於キマシテ貸家業者ノ、  
何等カ適切ナル組合ヲ作リマシテ、ソレト  
建築資材ナリ、或ハ資金ノ方ノ機構ト十分  
ナ結ビ付キヲ致シマシテ、ソコニ色々ナ便  
宜ヲ供シマスレバ段々ト住宅ガ出来ルヤウ  
ニナリヤシナイカ、從來ノ日本ノ貸家ノ建  
設ニ與ツテ一番力ノアリマシタモノハ貸家  
業者デアリマスカラ、其ノ人達ノ團體ヲ作ッ  
テ大イニ協力シテ戴クト云フ積リデ拵ヘラ  
レタノデアリマス、ソレデ此ノ貸家組合ニ  
對シマスル恩典ト申シマスカ、ト云フモノ  
ハ租稅ガ書イテアリマスガ、其ノ外我々ノ  
考ト致シマシテハ、十分貸家組合ノ指導ヲ  
ヤルト同時ニ、便宜ヲ圖リタイト考ヘテ居  
リマス、譬ヘテ言ヒマスト、貸家組合ニ對  
シマシテ出來ルダケ、貸家業者デアリマス  
カラ、自己資金ヲ以テ貸家ヲ建テル者ガ大  
部分ト思ヒマスルガ、モウチヨット金ヲ融通  
スレバ、モット餘計ノ貸家ガ出來ヤシナイ  
カト云フ場合ニ、資金ヲ融通致シマストカ、  
或ハ貸家業者ガ一番困ッテ居リマス點ハ資  
材ノ入手難ト云フコトニアルノデアリマス、  
サウ云フ點ニ付キマシテ農林、商工當局ト  
能ク便宜ヲ圖リマシテ、資材ノ配給ヲ致シ  
マスレバ貸家ガ建ツノデヤナイカト云フヤ  
ウナ、サウ云フ資材ノ配給ノ便宜等モ興ヘ  
マスシ、又貸家業者ト借リル方ト、色々質  
貸借ノ條件ニ付キマシテ、從來明朗ヲ缺ク  
キマシテ、明朗ヲ期スルト云フコトモ亦必

要デアリマス、ソレカラ色々我々ノ方デ住宅ノ設計ナリ、資材等ニ付キマシテモ色々研究ヲヤツテ居リマス、又住宅營團ガ出來マスレバ、サウ云フ點モ十分研究ヲヤルト思ヒマスルガ、將來ノ住宅ハ、非常ニ是ハ國民ノ生活ノ本據デアリマシテ、重要ナ問題デアリマス、サウ云フ點ニ付キマシテ、我致シマシテ、出來ルダケ仲伴シテ行キタイ、術トカ何トカモ、出來ルダケ此ノ貸家組合ヲ通ジテ應援ヲスルト云フヤウナコトニ合シマシテ、出來ルダケ仲伴シテ行キタイ、サウ云フコトガ我々ノ努力ニ依ツテ能ク出来ルカ出來ナイカニ依リマシテ、貸家組合ガ將來仲ビルカ仲ビナイカト云フコトニナルダラウト思フノデアリマス、尙貸家組合ガ非常ニ將來出來ル見込ガアルカト云フ御尋ネデアリマシタガ、實ハ一年ノ夏カラテ居リマス、ソレカラ「アパート」ノ貸室組合ガ於キマシテ段々造ルコトヲ勧メテ參ッタノデアリマシテ、其ノ後ノ成績ニ依リマスト、貸家組合ガ大體全國デ百八十八出来テ居リマス、此ノ法律ノ出來ルコトヲ非常ニ希望シテ居ルノデアリマス、既ニサウ云合ガ二十、合計二百八ノ組合ガ既ニ出來テ居リマス、此ノ法律ノ出來ルコトヲ非常ニ希望シテ居ルノデアリマス、既ニサウ云ノ外組合ノ出來ナイ所ニ於キマシテハ、出來ルダケ住宅難ノヒトイ所カラ漸次作ラシテ行キタイト、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ルノデカラ第四條ノ命令ノ御話ガアツタノデアリユヌルガ、御尤モナ御意見デアリマシテ、大スマス、私ハ十分貸家組合ハ指導便益ノ與ヘ次第ニ依リマシテハ發展スルモノデヤニイカトスフ云フ風ニ考ヘテ居リマス、ソレフ二百八ノ組合ガ出來テ居リマスルガ、其ノ外組合ノ出來ナイ所ニ於キマシテハ、出來ルダケ住宅難ノヒトイ所カラ漸次作ラシテ行キタイト、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ルノデ考ヘテ居ル次第デアリマス、尙第四條ニ依リマシテ地方長官ガ貸家組合ニ對シマシテハ百圓ノ補助、第二條ノ第三號ニアリマス幹旋所ノ設置ニ付キマシテハ、一箇所千圓以算上ノ補助ガアリマシテ、一つノ貸家組合ノナイヤウニ心掛ケテ行カネバナラスト考ヘマス、又此ノ貸家組合ニ對シマシテハ豫シテ、サウ云フコトモアリマシテ、極ク零碎ナ貸家投資家ニ非常ニ負擔ヲ與ヘルコトニ對シテ、大體豫算ノ計畫ト致シマシテハヘマス、又此ノ貸家組合ニ對シマシテハ豫算上ノ補助ガアリマシテ、一つノ貸家組合ノ百圓ノ補助、第二條ノ第三號ニアリマス幹旋所ノ設置ニ付キマシテハ、一箇所千圓以内ノ補助金ヲヤルト云フヤウナコトニテ居リマシテ、出來ルダケ組合ノ資力ニ應ジマシテ、適當ニ第四條ヲ活用致シタイト大臣ノ許可ガナケレバ、地方長官モ命令ガ出來ナイト云フコトニ致ス積リデ居リマスノデ、無理ナコトヲ致サヌヤウニ十分努メ

タイト考ヘテ居リマス、次ニ住宅營團ノ問題デアリマスルガ、差當リ非常ナ住宅拂底ニナツテ居ルデハナイカ、土地附ノ分讓ト云フコトハドウデアラウカ、ソレヨリモ「アパート」ヲ造ッタラドウデアルカト云フヤウナ御質問デアツタト思ヒマス、大體ノ事業計畫ト致シマシテハ、先程次官ヨリ御説明申上ゲマシタ通り、原則トシテ、マア土地附分讓ト云フヤウナコトヲ考ヘテ居リマス

デアリマス、ソレカラ集團的ノ建設ヲセネ  
バナラヌト思ヒマスガ、ソレハ色々管理ノ  
點カラ言ヒマシテモ、住宅ノ經營管理ノ點  
カラ言ヒマシテモ、集團的ノモノガ最モ經  
濟的デアリマス、勿論集團的ニ致シマシテ  
モ十分保健、衛生或ハ防火防空ノ點モ考ヘ  
マシテ、十分設計ヲ致シタイト考ヘテ居ル  
次第デアリマス

主力ヲ注グベキモノデアルト思フ、然ラズ  
ンバ住宅營團ヲ作ルト云フ趣意ガ立タナイ  
イノデ、一億圓モ政府ガ出資シテ、所有慾  
ヲ満足セシムルト云フコトデハ、現在ノ急  
務ニ應ズルニ足ラスト思ヒマス、其ノ所有  
慾ヲ満足セシムルト云フコトト、住宅難ヲ  
緩和セシムルト云フコトトハ丸デ別ナ問題  
デアル、此ノ住宅營團ハは社會立法アツ  
テ、是ハ現在ノ住宅難ヲ緩和スルト云フ  
コトニ於テコソ、住宅營團法ヲ制定スルト  
云フ理由ガアルノグラウト思フ、サウ云フ  
意味カラ私ハ住宅營團法ト云フモノヲ施行  
スルニ當ッテハ、ドウシテモ主力ヲ「アパート」  
式ノモノ、或ハ長屋デモ宜シイガ、サウ  
云フモノノ建築ニ重キヲ置イテ、徐ニ將來  
ハ小住宅ヲ造ルノハ宜イト思フノデスガ、  
先ヅ差當リ「アパート」式ノモノヲ造ッテ、住  
宅難ヲ速カニ緩和スルト云フコトデナケレ  
バ、此ノ住宅營團法ヲ制定シタ理由ハ而モ  
政府ガ一億圓ヲ出資シテ、此ノ住宅營團法  
ヲ施行スルト云フ理由ガ私ハ乏シイトスウ  
考ヘマス、是ハモウ意見ニナルカモ知レマ  
セヌガ、其ノ「アパート」式ノモノヲ何故造  
ルト云フコトヲ最初ニ先づ第一ニ計畫セラ  
レナイカト云フコトヲ私ハ伺ヒタイ

○政府委員(兒玉政介君) 現在ノ時局ト謂  
ヒマスカ、住宅對策トシマシテハ實ハ昨年  
末ニ閣議ノ決定モアルノデアリマスガ、其  
ノ閣議ノ決定ニナシテ居リマス住宅對策ノ内  
容ハ色々方面ニ亘ツテ、居ルノデアリマシ  
テ、大體現在ノ住宅難ト云フモノハ產業經  
濟界ノ變化ト申シマスカ、都會ニ工業ガ勃  
興シ、都會ニ人ガ集中テ來ルト、其ノ工業都  
市ニ非常ニ澤山ノ人ガ集中スルト云フコト  
ガ、モウ一番ノ大キナ問題ナノデアリマス、

ソコデ自ラサウシタ工業ノ勃興ニ伴フ住宅  
難、ソコデ今回提案シテアリマス住宅營團  
法ノ如キモ、勞務者ト云フコトヲ特ニ例  
示的ニ謳ダテアルノデアリマスガ、獨リ  
勞務者バカリデハアリマセヌ、ソレニ伴フ  
色々ノ庶民ノ住宅難ト云フモノモアルノデ  
アリマスガ、一番甚シイノハサウ云フ  
方面デアリマシテ、ソレデ之ニ對處スル  
一つノ方法トシテハ、事業ヲ營ム者ハ先づ  
自分ノ所ニ使フ勞務者ノ住宅ヲ成ルベク建  
テ、貴ヒタイト云フコトガ一ツノ眼目デア  
リマシテ、其ノ事ハ實ハ對策ノ中ニモアルノ  
デアリマシテ、必要ニ應ジテ一定スル勞務  
者ヲ使用スル事業者ニ對シテハ、住宅ノ建  
築ヲ命ズルト云フヤウナコトモ實ハ從來ニ  
於キマシテモ、サウ云フ工場、礦山等ノ事  
業主ニ對シテハ、或ハ資金ノ供給デアルトカ  
或ハ資材ノ供給デアルトカ云フ助長ノ方法  
ヲ以テヤツテ貴シテ居ルノデアリマスガ、ナ  
カナカ之ガ十分ト云フ譯ニハ行カナイガ、  
是ガ一ツノ行キ方、又獨リ民間ノ事業主ダ  
ケデナク、官ノ作業廳ニ於テモ同様ナコト  
ガ言ヘルノデアリマシテ、是ハモウ政府ニ  
於テ自ラ一ツヤリ得ルヤウニシタイ、更ニ  
其ノ足リナ伊所ニ關シマシテハ地方公共團  
體ヲシテ、是亦助長的ニ住宅ヲ建テサセテ  
居ルト云フヤウナコトヲ從來モヤツテ參タ  
ノデアリマス、只今社會局長カラモ御説明  
申上ゲマシタヤウニ、從來ノ住宅ノ一番根  
幹ヲ成スモノハ矢張リ民間ノ小サイ投資ニ  
依ル住宅ト云フモノガ一番大キナ部面ヲ占  
メテ居ダ、之ガ大變資材ノ入手難、或ハ資  
金ノ入手難、或ハ賃貸條件ヲ履行シテ行ク  
色々ナ煩雜ト云フヤウナコトカラ、阻害サ  
レテ居ルト云フヤウナコトカラ、斯ウ云フ  
緩和セシムルト云フコトトハ丸デ別ナ問題  
デアル、此ノ住宅營團ハは社會立法アツ  
テ、是ハ現在ノ住宅難ヲ緩和スルト云フ  
コトニ於テコソ、住宅營團法ヲ制定スルト  
云フ理由ガアルノグラウト思フ、サウ云フ  
意味カラ私ハ住宅營團法ト云フモノヲ施行  
スルニ當ッテハ、ドウシテモ主力ヲ「アパート」  
式ノモノ、或ハ長屋デモ宜シイガ、サウ  
云フモノノ建築ニ重キヲ置イテ、徐ニ將來  
ハ小住宅ヲ造ルノハ宜イト思フノデスガ、  
先ヅ差當リ「アパート」式ノモノヲ造ッテ、住  
宅難ヲ速カニ緩和スルト云フコトデナケレ  
バ、此ノ住宅營團法ヲ制定シタ理由ハ而モ  
政府ガ一億圓ヲ出資シテ、此ノ住宅營團法  
ヲ施行スルト云フ理由ガ私ハ乏シイトスウ  
考ヘマス、是ハモウ意見ニナルカモ知レマ  
セヌガ、其ノ「アパート」式ノモノヲ何故造  
ルト云フコトヲ最初ニ先づ第一ニ計畫セラ  
レナイカト云フコトヲ私ハ伺ヒタイ

組合法ヲ提出シ、更ニ住宅營團ト云フヤウ  
ナ特殊ノ法人ヲ設ケテ、一ツ相當規模ノモ  
ノヲ建テサセヨウト云フ、斯ウ云フ色々  
行キ方ヲシテ居ルノデアリマシテ、只今御  
意見ノ如ク、「アパート」ノヤウナ物ヲ建テ  
テ早ク入レサセタラ宜シイデハナイカト云  
アリマスガ、一番甚シイノハサウ云フ  
勞務者バカリデハアリマセヌ、ソレニ伴フ  
色々ノ庶民ノ住宅難ト云フモノモアルノデ  
アリマスガ、一番甚シイノハサウ云フ  
方面デアリマシテ、ソレデ之ニ對處スル  
一つノ方法トシテハ、事業ヲ營ム者ハ先づ  
自分ノ所ニ使フ勞務者ノ住宅ヲ成ルベク建  
テ、貴ヒタイト云フコトガ一ツノ眼目デア  
リマシテ、其ノ事ハ實ハ對策ノ中ニモアルノ  
デアリマシテ、必要ニ應ジテ一定スル勞務  
者ヲ使用スル事業者ニ對シテハ、住宅ノ建  
築ヲ命ズルト云フヤウナコトモ實ハ從來ニ  
於キマシテモ、サウ云フ工場、礦山等ノ事  
業主ニ對シテハ、或ハ資金ノ供給デアルトカ  
或ハ資材ノ供給デアルトカ云フ助長ノ方法  
ヲ以テヤツテ貴シテ居ルノデアリマスガ、ナ  
カナカ之ガ十分ト云フ譯ニハ行カナイガ、  
是ガ一ツノ行キ方、又獨リ民間ノ事業主ダ  
ケデナク、官ノ作業廳ニ於テモ同様ナコト  
ガ言ヘルノデアリマシテ、是ハモウ政府ニ  
於テ自ラ一ツヤリ得ルヤウニシタイ、更ニ  
其ノ足リナ伊所ニ關シマシテハ地方公共團  
體ヲシテ、是亦助長的ニ住宅ヲ建テサセテ  
居ルト云フヤウナコトヲ從來モヤツテ參タ  
ノデアリマス、只今社會局長カラモ御説明  
申上ゲマシタヤウニ、從來ノ住宅ノ一番根  
幹ヲ成スモノハ矢張リ民間ノ小サイ投資ニ  
依ル住宅ト云フモノガ一番大キナ部面ヲ占  
メテ居ダ、之ガ大變資材ノ入手難、或ハ資  
金ノ入手難、或ハ賃貸條件ヲ履行シテ行ク  
色々ナ煩雜ト云フヤウナコトカラ、斯ウ云フ  
緩和セシムルト云フコトトハ丸デ別ナ問題  
デアル、此ノ住宅營團ハは社會立法アツ  
テ、是ハ現在ノ住宅難ヲ緩和スルト云フ  
コトニ於テコソ、住宅營團法ヲ制定スルト  
云フ理由ガアルノグラウト思フ、サウ云フ  
意味カラ私ハ住宅營團法ト云フモノヲ施行  
スルニ當ッテハ、ドウシテモ主力ヲ「アパート」  
式ノモノ、或ハ長屋デモ宜シイガ、サウ  
云フモノノ建築ニ重キヲ置イテ、徐ニ將來  
ハ小住宅ヲ造ルノハ宜イト思フノデスガ、  
先ヅ差當リ「アパート」式ノモノヲ造ッテ、住  
宅難ヲ速カニ緩和スルト云フコトデナケレ  
バ、此ノ住宅營團法ヲ制定シタ理由ハ而モ  
政府ガ一億圓ヲ出資シテ、此ノ住宅營團法  
ヲ施行スルト云フ理由ガ私ハ乏シイトスウ  
考ヘマス、是ハモウ意見ニナルカモ知レマ  
セヌガ、其ノ「アパート」式ノモノヲ何故造  
ルト云フコトヲ最初ニ先づ第一ニ計畫セラ  
レナイカト云フコトヲ私ハ伺ヒタイ

組合法ヲ提出シ、更ニ住宅營團ト云フヤウ  
ナ特殊ノ法人ヲ設ケテ、一ツ相當規模ノモ  
ノヲ建テサセヨウト云フ、斯ウ云フ色々  
行キ方ヲシテ居ルノデアリマシテ、只今御  
意見ノ如ク、「アパート」ノヤウナ物ヲ建テ  
テ早ク入レサセタラ宜シイデハナイカト云  
アリマスガ、一番甚シイノハサウ云フ  
勞務者バカリデハアリマセヌ、ソレニ伴フ  
色々ノ庶民ノ住宅難ト云フモノモアルノデ  
アリマスガ、一番甚シイノハサウ云フ  
方面デアリマシテ、ソレデ之ニ對處スル  
一つノ方法トシテハ、事業ヲ營ム者ハ先づ  
自分ノ所ニ使フ勞務者ノ住宅ヲ成ルベク建  
テ、貴ヒタイト云フコトガ一ツノ眼目デア  
リマシテ、其ノ事ハ實ハ對策ノ中ニモアルノ  
デアリマシテ、必要ニ應ジテ一定スル勞務  
者ヲ使用スル事業者ニ對シテハ、住宅ノ建  
築ヲ命ズルト云フヤウナコトモ實ハ從來ニ  
於キマシテモ、サウ云フ工場、礦山等ノ事  
業主ニ對シテハ、或ハ資金ノ供給デアルトカ  
或ハ資材ノ供給デアルトカ云フ助長ノ方法  
ヲ以テヤツテ貴シテ居ルノデアリマスガ、ナ  
カナカ之ガ十分ト云フ譯ニハ行カナイガ、  
是ガ一ツノ行キ方、又獨リ民間ノ事業主ダ  
ケデナク、官ノ作業廳ニ於テモ同様ナコト  
ガ言ヘルノデアリマシテ、是ハモウ政府ニ  
於テ自ラ一ツヤリ得ルヤウニシタイ、更ニ  
其ノ足リナ伊所ニ關シマシテハ地方公共團  
體ヲシテ、是亦助長的ニ住宅ヲ建テサセテ  
居ルト云フヤウナコトヲ從來モヤツテ參タ  
ノデアリマス、只今社會局長カラモ御説明  
申上ゲマシタヤウニ、從來ノ住宅ノ一番根  
幹ヲ成スモノハ矢張リ民間ノ小サイ投資ニ  
依ル住宅ト云フモノガ一番大キナ部面ヲ占  
メテ居ダ、之ガ大變資材ノ入手難、或ハ資  
金ノ入手難、或ハ賃貸條件ヲ履行シテ行ク  
色々ナ煩雜ト云フヤウナコトカラ、斯ウ云フ  
緩和セシムルト云フコトトハ丸デ別ナ問題  
デアル、此ノ住宅營團ハは社會立法アツ  
テ、是ハ現在ノ住宅難ヲ緩和スルト云フ  
コトニ於テコソ、住宅營團法ヲ制定スルト  
云フ理由ガアルノグラウト思フ、サウ云フ  
意味カラ私ハ住宅營團法ト云フモノヲ施行  
スルニ當ッテハ、ドウシテモ主力ヲ「アパート」  
式ノモノ、或ハ長屋デモ宜シイガ、サウ  
云フモノノ建築ニ重キヲ置イテ、徐ニ將來  
ハ小住宅ヲ造ルノハ宜イト思フノデスガ、  
先ヅ差當リ「アパート」式ノモノヲ造ッテ、住  
宅難ヲ速カニ緩和スルト云フコトデナケレ  
バ、此ノ住宅營團法ヲ制定シタ理由ハ而モ  
政府ガ一億圓ヲ出資シテ、此ノ住宅營團法  
ヲ施行スルト云フ理由ガ私ハ乏シイトスウ  
考ヘマス、是ハモウ意見ニナルカモ知レマ  
セヌガ、其ノ「アパート」式ノモノヲ何故造  
ルト云フコトヲ最初ニ先づ第一ニ計畫セラ  
レナイカト云フコトヲ私ハ伺ヒタイ

組合法ヲ提出シ、更ニ住宅營團ト云フヤウ  
ナ特殊ノ法人ヲ設ケテ、一ツ相當規模ノモ  
ノヲ建テサセヨウト云フ、斯ウ云フ色々  
行キ方ヲシテ居ルノデアリマシテ、只今御  
意見ノ如ク、「アパート」ノヤウナ物ヲ建テ  
テ早ク入レサセタラ宜シイデハナイカト云  
アリマスガ、一番甚シイノハサウ云フ  
勞務者バカリデハアリマセヌ、ソレニ伴フ  
色々ノ庶民ノ住宅難ト云フモノモアルノデ  
アリマスガ、一番甚シイノハサウ云フ  
方面デアリマシテ、ソレデ之ニ對處スル  
一つノ方法トシテハ、事業ヲ營ム者ハ先づ  
自分ノ所ニ使フ勞務者ノ住宅ヲ成ルベク建  
テ、貴ヒタイト云フコトガ一ツノ眼目デア  
リマシテ、其ノ事ハ實ハ對策ノ中ニモアルノ  
デアリマシテ、必要ニ應ジテ一定スル勞務  
者ヲ使用スル事業者ニ對シテハ、住宅ノ建  
築ヲ命ズルト云フヤウナコトモ實ハ從來ニ  
於キマシテモ、サウ云フ工場、礦山等ノ事  
業主ニ對シテハ、或ハ資金ノ供給デアルトカ  
或ハ資材ノ供給デアルトカ云フ助長ノ方法  
ヲ以テヤツテ貴シテ居ルノデアリマスガ、ナ  
カナカ之ガ十分ト云フ譯ニハ行カナイガ、  
是ガ一ツノ行キ方、又獨リ民間ノ事業主ダ  
ケデナク、官ノ作業廳ニ於テモ同様ナコト  
ガ言ヘルノデアリマシテ、是ハモウ政府ニ  
於テ自ラ一ツヤリ得ルヤウニシタイ、更ニ  
其ノ足リナ伊所ニ關シマシテハ地方公共團  
體ヲシテ、是亦助長的ニ住宅ヲ建テサセテ  
居ルト云フヤウナコトヲ從來モヤツテ參タ  
ノデアリマス、只今社會局長カラモ御説明  
申上ゲマシタヤウニ、從來ノ住宅ノ一番根  
幹ヲ成スモノハ矢張リ民間ノ小サイ投資ニ  
依ル住宅ト云フモノガ一番大キナ部面ヲ占  
メテ居ダ、之ガ大變資材ノ入手難、或ハ資  
金ノ入手難、或ハ賃貸條件ヲ履行シテ行ク  
色々ナ煩雜ト云フヤウナコトカラ、斯ウ云フ  
緩和セシムルト云フコトトハ丸デ別ナ問題  
デアル、此ノ住宅營團ハは社會立法アツ  
テ、是ハ現在ノ住宅難ヲ緩和スルト云フ  
コトニ於テコソ、住宅營團法ヲ制定スルト  
云フ理由ガアルノグラウト思フ、サウ云フ  
意味カラ私ハ住宅營團法ト云フモノヲ施行  
スルニ當ッテハ、ドウシテモ主力ヲ「アパート」  
式ノモノ、或ハ長屋デモ宜シイガ、サウ  
云フモノノ建築ニ重キヲ置イテ、徐ニ將來  
ハ小住宅ヲ造ルノハ宜イト思フノデスガ、  
先ヅ差當リ「アパート」式ノモノヲ造ッテ、住  
宅難ヲ速カニ緩和スルト云フコトデナケレ  
バ、此ノ住宅營團法ヲ制定シタ理由ハ而モ  
政府ガ一億圓ヲ出資シテ、此ノ住宅營團法  
ヲ施行スルト云フ理由ガ私ハ乏シイトスウ  
考ヘマス、是ハモウ意見ニナルカモ知レマ  
セヌガ、其ノ「アパート」式ノモノヲ何故造  
ルト云フコトヲ最初ニ先づ第一ニ計畫セラ  
レナイカト云フコトヲ私ハ伺ヒタイ

サツキ足リマセヌデシタカラ實情ヲ申上ゲ  
テ置キタイト思ヒマスガ、實ハ一昨年カラ  
御說ノヤウニ主トシテマア重需工場トカ、  
生産力擴充ノ工場ニ於キマシテノ勞務者ガ  
偏在シタト云フノガ住宅難ノ大キナ原因デ  
アリマシテ、從テ鑛山工場ノ事業主ニ對シ  
マシテ色々便宜ヲ圖リマシテ、勞務者住宅  
ノ建設モシテ居ルノデアリマス、ソレデ昨  
年暮ノ報告ニ依リマスト、工場主デ其ノ使  
用スル勞務者ノ爲ニ建築中ノ世帯向…獨  
立ノ家屋モアリマセウシ、長屋モアルノデ  
アリマスガ、世帶向住宅ガ約七萬八千位出  
來ツ、アルノデアリマス、ソレカラ獨身勞  
務者ノ所謂「アパート」式ノ共同宿舍ト謂ヒマ  
スカ、ソレガ約十四萬三千六百戸位モ事業  
主ノ手ニ依テ出來ツ、アルノデアリマス、  
資金モ低利資金ヲ四千萬圓バカリ融通シテ  
居リマス、更ニ昭和十六年度ノ事業主ノ建  
築ニ付キマシテハ、是ハ來年ノ勞務員員計  
画トモ關聯ヲ持チマスカラ、ソレト關聯シテ  
テ十分ニ造リタイト考ヘテ居リマス、尙其  
ノ住宅ノ全體トシテノ考ヲ只今次官カラ申  
サレタノデアリマスガ、數字ヲチヨット由  
上ガテ置キマスト、大體我が國ニ於キマシ  
テハ一年間三十萬戸位ノ住宅ガ新築サレナ  
イト云フト、ドウシテモ住宅難ニ陥ル譯ハ  
其ノ三十萬戸ノ住宅ヲ造ル爲ニ、大體事業  
主ニ對シマシテハ資金、資材ノ世話ヲ致シテ  
マシテ、二十萬人分ノ獨身者住宅ト謂ヒマ  
スカ、「アパート」ト謂ヒマスカ、ソレヲ造ラ  
セ、ソレカラ三萬世帶分ノ住宅ヲ事業主ニ  
マア造ツテ戴ク、サウ云フノハ主トシテ大キ  
ナ事業主ニ造ツテ戴クノデアリマシテ、此ノ

○住宅營團ノ組合ニテ居リマスノハ、マア中・小ノ工場ノ労働者ナリ、一般庶民階級、軍人モ居リマスシ、役人モ居リマスシ、會社員モ居リマスシ、色々庶民階級ノ住宅ヲ作りタイ、ソレデ僅カ年精々六萬戸デアリマシテ、三十萬戸ノ中ノ一部デアリマス、ソレカラ民間デ最近「アパート」ガ出来テ居ルノデアリマシテ、此ノ民間人ノ手ニ依ツテ約事變前ノ半分近クノ十六萬戸位ヲ貸家組合等ノ手ニ依ツテ作ツテ戴キタイ、全體ヲ照シ合セテ見マスト可ナリ「アパート」式ノ家モ立ツ譯デアリマス、サウ云フ全體ノ關係カラ睨ミ合セテ、住宅營團ハ先程申シマシタ事業計畫デ……將來變更スルカ知レマセヌガ、今ハサウ云フ方針デ進ミタイト考ヘテ居リマス

○安宅彌吉君　此ノ貸家法ト住宅營團ト云フノハ、住宅營團ハ目的ガ労務者、庶民トナツテ居ル、片方ハ貸家ノ供給ヲ圓滑ナラシムト書イテアル、併シ建物ノ制限ハ兩方トモ同ジト了解シテ宜イノデアリマスカ、營團ノ方ハ二十坪、十五坪、十坪トナツテ居リマスガ、此ノ貸家組合法ノ第一條ニ貸家ト云フモノハ庶民級……マア現在ハ三十坪以上ノモノハ建テラレスト云フコトニナツテ居リマスカラ、片方ハ二十坪十五坪十坪ニナツテ居ルナラバ、其ノ貸家ノ組合ハ三十坪迄宜イト了解シテ宜イノデアリマスカ

○政府委員(熊谷憲一君)　貸家組合ハ只今制限ガアリマシテ、三十坪ニナツテ居ル、三ト坪迄如何ナルモノデモ差支ヘナイト思ヒマス

○安宅彌吉君　中途デスガ、「アパート」ハドウデスカ、現在ノ法律デモ別デスカ

○政府委員(熊谷憲一君)　「アパート」ハ別

ニナツテ居リマス、ソレカラ住宅營團ニ付キ  
マシテハ、只今ノ處事業計畫ニ於キマシテ  
ハ二十坪以下ノ所ヲ租ツテ居リマス  
○安室彌吉君 ソレカラ第一條ノ經營ノ適  
正ト云フノハ、ドウ云フ意味ナシニセウカ  
○政府委員(熊谷憲一君) 第一條ノ適正ト  
云フ意味ハ此ノ第二條ノ色々ナ事業中カラ  
マア拾ヒ出シテ申上ゲマスルト、此ノ一カ  
ラ五迄ガ廣イ意味ニ於テノ適正ニナラウカ  
ト思ヒマスガ、狭イ意味ニ於キマシテハ、  
例ヘバ四號ニアリマスル賃貸條件其ノ他賃  
家ノ經營ニ關シマシテ、色々地代家賃統制  
令ノ關係モアリマスルシ、合理的ニ經營ヲ  
シテ行クヤウニ指導ヲシテ行ク、ソレカラ  
二號ニアリマスヤウニ家賃ノ取立等ニ付キ  
マシテモ、出來ルダケ、其ノ面倒ガナイヤ  
ウニ共同ニ取立ラスル人ヲ決メマシテヤツ  
テ貴ヒマストカ、又修繕ヲ致シマス場合ニ  
於キマシテモ、最近ハ修繕用ノ資材トカ或  
ハ労力等ノ點ニ於テ困難デアリマスカラ、  
常用ノ大工トカ、決メタ大工ニシテ貴フト  
カ、色々サウ云フ點ヲ合理的ニ便宜ニヤリ  
マシテ、全體トシテ益、適正ニヤリタイト云  
フヤウナ意味合デゴザイマス

○安宅彌吉君 是ハ主トシテ家賃ノ適正ト  
云フ意味ガ主要ナモノデハナイノデスカ  
○政府委員(熊谷憲一君) 私共ハ必ズシモ  
家賃ダケニ考ヘテ居ナイノデアリマス、貸  
家ノ經營ノ適正ト云フノハ、非常ニ廣イ意  
味ニ於キマシテ、需要供給ノ關係カラ見マ  
シテ將來斯ウ云フ點ニ付テ家賃ガ非常ニ下  
ガル傾向ガアルカラ、餘リ建テルコトハ見  
合ハシタラドウカト云フヤウナ指導モマア  
經營ノ主眼點デゴザイマス、今後非常ニ斯  
ウ云フ方面ニ金ガ要ルカラ、サウ云フ方面

ニ買ツテ戴キタイト云フコトモ、適正ニ入りヤシナイカ、大キナ意味カラ言ヘバ大キナ建築ヲスルコトガ今ノ時勢ニ合フカ、需要供給ノ「バランス」カラ見テドウデアラウカト云フ大キナ指導ヲヤルコトモ適正ト云フ觀念ニ入ル積リテアリマシテ、サウ云フ意味合ニ於テノ指導モヤツテ見タイト思ッテ居リマス

○安宅彌吉君 ソレデハ第一條ノ第四項デアリマスガ、賃貸條件、是ハ凡ソドノ位ノ利潤ヲ目安ニシテ政府ハ居ラレルデセウカ○政府委員(熊谷憲一君) 賃貸條件ト申シマスノハ、家賃モ勿論含ムト思ヒマスガ、其ノ外賃貸契約ノ約款デ定メラレテ居リマス色々ノ、敷金ノ問題モアリマセウシ、又修繕費ヲドチラデ負擔スルカ負擔區分ノ問題モアリマセウシ、造作ノ問題モ色々アルト思ヒマス、利潤ヲ幾ラニ考ヘテ居ルカト云フ、御尋デアルノデアリマスガ、其ノ點ハ地代家賃ノ統制令ニ依リマシテ、現在ドレ位ノ家賃ガ此ノ時局下ニ於テ妥當デアルカト云フコトハ地代家賃統制令ノ方デ決メラレシ居リマスノデ、其ノ方デ動イテ行ク、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居リマス

○安宅彌吉君 統制令デハツキリ利廻リト云フヤウナコトヲ勘定シテ居ラレルカドウカ私ハ分リマセヌガ、現在ノ住宅ハ戦前ニ比較シテ建築費ガ私ハ三倍以上、三倍半デヤナインカ知ラント思ツテ居ル、サウシマスルト、餘程償却ト云フモノヲ認メナクチヤナラヌ、ソレデ此ノ適正利潤ト云フモノハ丁度戦争ノ最中ニヤルノデアリマスカラ、餘程考ヘナケレバナラヌト思ヒマスルガ、統制令ニ於テハドノ位ノ償却ヲ何年ニ瓦ツテ許サレルデセウカ、ソレカラ配當ト謂ビ

マスルカ、ソレニハ制限ガアルノデアリマスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 地代家賃ノ統制令ニ於キマシテハ、大體御承知ト思ヒマスガ、昨年ノ十月二十日カラ新シク改正ニナッタノデアリマスガ、其ノ以前ニ既ニ時代家賃ガ決シテ居リマスモノハ、原則トシテ動力サナイガ、唯非常ニ高イモノガアリ安いモノガアルト云フ場合ニ於キマシテハ、許可ヲ受ケテ動カシテ宜シイ、斯ウ云フコトニナッテ居リマス、十月二十日以後ニ新シク建築サレマシタ家トカ、新シク土地ニ借リマシタ地代、或ハ自分ガ住ンデ居ツタモノヲ借家トシテ新シク人ニ貸シマス場合ノ地代家賃ニ付キマシテハ、大體土地デハ四分二厘ガ標準ニナッテ居リマス、ソレカラ家賃ニ付キマシテハ建築價格ノ一定標準ト云フコトニナッテ居リマス、從ツテ建築價格ガ二倍三倍四倍ト高クナリマスレバ、其ノ建築價格ノ一定ノ割合ト云フコトニナッテ居リマス、一定割合ト云フコトハドウ云フコトカト申シマスト、是ハ建築費ガ段々高クナリマスカラ、矢張リ建築費ニ應ジテ一定ノ割合ノ家賃ヲ許スト云フコトガ妥當デアリマシテ、其ノ割合ヲ決メル上ニ於キマシテモ、一方ニ於テハ低物價政策、一方ニ於テハ國民生活ト云フ點カラ考ヘネバナリマセヌ、又一方ニ於キマシテハ非常ナ住宅難デアリ、貸家事業者ガ家ヲ建テナイノモ斯ウ云フ點ニアルノデアルカラ、時局下許サルベキ妥當ナル家賃ト云フモノハ、何處ニ在ルカト云フコトヲ十分検討致シマシテ、價格形成中央委員會ノ答申モ得マシテ決メタノデアリマス、ソレニ依リマスルト、大體家賃ダケヲ申上ゲマスルガ、家賃ハ建築價格ニ

一定ノ割合ヲ掛ケマシタモノト火災保険料ト地代ヲ加ヘタモノカラ構成サレテ居ル、ソレカラ建築價格ニ對スル一定ノ割合ハド

ウ云フ割合デアルカト申シマスト、是ハ普通ノ住宅「アパート」店舗等ニ依ツテ區別ガシテアリマス、又其ノ家ガ木造デアルカ、或ハ「コンクリート」造リデアルカ、煉瓦造リデアルカニ依ツテ、矢張リ一定ノ割合ガ違

フノデアリマス、非常ニ使ヒ方ガ亂暴デ永持チシナイトカ、或ハ家ノ構造ガ木造トカ

煉瓦造リデ耐久性ガアルカニ依ツテモ區別ガシテアルノデアリマス、大體ノ標準ハ我

我ノ方デ御示シ致シマスガ、此ノ家賃ト云フモノハ御承知ノヤウニ色々地方々々ノ慣習、

或ハ色々ノ沿革ニ依リ違フノデアリマスルカラ、地方長官ガ出來ルダケ建物ノ種類或

ハ地方別ニ應ジテ一定ノ率ヲ決メル、斯ウ云フコトニナッテ居ルノデアリマス、ソレデ

建築價格ニ對シマシテ一定ノ割合デアリマスガ、其ノ割合ニハ建築ノ爲ニ、例へバ五千圓掛カラミシタナラバ、五千圓ニ對シマシテ

一定ノ利率、確カ六分デアリマス、六分ヲ見テ居リマス、其ノ外木造トカ、種類ニ依リシテ償却年限ガ違ヒマスガ、木造ナラバ二十五箇年ノ償却年限ヲ認メテ居リマス、家賃デアリマス以上ハ空家ニナルコトモアリマスカラ、空家ノ危險率モ見テ居リマス、又修繕費モ見テ居リマス、其ノ外税金モ見テ居ルノデアリマシテ、色々サウ云フモノヲ實際上カラ割出シマシテ、一定ノ割合ヲ決メテ居ルノデアリマシテ、東京アタリノ率デ言ヒマス、適正ノ標準ハ建築價格ノ主體建築費

トス、適正ノ標準ハ建築價格ノ主體建築費ノ率ヲ掛合ハシタモノガ、詰リ一切ノ其ノ人ノ收入、斯ウ云フコトニナル譯デゴザイ

マシテ、各地方々々ニ依ツテ金額ガソレドーレバ一分ヲ割ツテ居ル所モアリマセウガ、其

ノ率ヲ掛合ハシタモノガ、詰リ一切ノ其ノ人ノ收入、斯ウ云フコトニナル譯デゴザイ

マシテ、各地方々々ニ依ツテ金額ガソレドーレバ一分ヲ割ツテ居ル所モアリマセウガ、其

ノ率ヲ掛合ハシタモノガ、詰リ一切ノ其ノ人ノ收入、斯ウ云フコトニナル譯デゴザイ

○安宅彌吉君 リマシテ家賃ヲ形成スル、斯ウ云フコトニナッテ居リマス、サウスルト、六分ヲ乗ジタル標準ト云フモノハ、或ハ最高限ガ何分ヲ超エルコトヲ得ズ、斯ウナッテ居ルヤウデアリマス、サウスルト、通ノ住宅「アパート」店舗等ニ依ツテ區別ガシテアリマス、又其ノ家ガ木造デアルカ、或ハ「コンクリート」造リデアルカ、煉瓦造リデアルカニ依ツテ、矢張リ一定ノ割合ガ違フノデアリマス、非常ニ使ヒ方ガ亂暴デ永持チシナイトカ、或ハ家ノ構造ガ木造トカ

煉瓦造リデ耐久性ガアルカニ依ツテモ區別ガシテアルノデアリマス、大體ノ標準ハ我ノ方デ御示シ致シマスガ、此ノ家賃ト云フモノハ御承知ノヤウニ色々地方々々ノ慣習、或ハ色々ノ沿革ニ依リ違フノデアリマスルカラ、地方長官ガ出來ルダケ建物ノ種類或ハ地方別ニ應ジテ一定ノ率ヲ決メル、斯ウ云フコトニナッテ居ルノデアリマス、ソレデ建築價格ニ對シマシテ一定ノ割合デアリマスガ、其ノ割合ニハ建築ノ爲ニ、例へバ五千圓掛カラミシタナラバ、五千圓ニ對シマシテ

一定ノ利率、確カ六分デアリマス、六分ヲ見テ居リマス、其ノ外木造トカ、種類ニ依リシテ償却年限ガ違ヒマスガ、木造ナラバ二十五箇年ノ償却年限ヲ認メテ居リマス、家賃デアリマス以上ハ空家ニナルコトモアリマスカラ、空家ノ危險率モ見テ居リマス、又修繕費モ見テ居リマス、其ノ外税金モ見テ居ルノデアリマシテ、色々サウ云フモノヲ實際上カラ割出シマシテ、一定ノ割合ヲ決メテ居ルノデアリマシテ、東京アタリノ率デ言ヒマス、適正ノ標準ハ建築價格ノ主體建築費ノ率ヲ掛合ハシタモノガ、詰リ一切ノ其ノ人ノ收入、斯ウ云フコトニナル譯デゴザイ

マシテ、各地方々々ニ依ツテ金額ガソレドーレバ一分ヲ割ツテ居ル所モアリマセウガ、其

ノ率ヲ掛合ハシタモノガ、詰リ一切ノ其ノ人ノ收入、斯ウ云フコトニナル譯デゴザイ

マシテ、各地方々々ニ依ツテ金額ガソレドーレバ一分ヲ掛合ハシタモノガ、詰リ一切ノ其ノ人ノ收入、斯ウ云フコトニナル譯デゴザイ

マシテ、各地方々々ニ依ツテ金額ガソレドーレバ一分ヲ掛合ハシタモノガ、詰リ一切ノ其ノ人ノ收入、斯ウ云フコトニナル譯デゴザイ

マシテ、各地方々々ニ依ツテ金額ガソレドーレバ一分ヲ掛合ハシタモノガ、詰リ一切ノ其ノ人ノ收入、斯ウ云フコトニナル譯デゴザイ

マシテ、各地方々々ニ依ツテ金額ガソレドーレバ一分ヲ掛合ハシタモノガ、詰リ一切ノ其ノ人ノ收入、斯ウ云フコトニナル譯デゴザイ

マシテ、各地方々々ニ依ツテ金額ガソレドーレバ一分ヲ掛合ハシタモノガ、詰リ一切ノ其ノ人ノ收入、斯ウ云フコトニナル譯デゴザイ

マシテ、各地方々々ニ依ツテ金額ガソレドーレバ一分ヲ掛合ハシタモノガ、詰リ一切ノ其ノ人ノ收入、斯ウ云フコトニナル譯デゴザイ

マシテ、各地方々々ニ依ツテ金額ガソレドーレバ一分ヲ掛合ハシタモノガ、詰リ一切ノ其ノ人ノ收入、斯ウ云フコトニナル譯デゴザイ

マシテ、各地方々々ニ依ツテ金額ガソレドーレバ一分ヲ掛合ハシタモノガ、詰リ一切ノ其ノ人ノ收入、斯ウ云フコトニナル譯デゴザイ

マシテ、各地方々々ニ依ツテ金額ガソレドーレバ一分ヲ掛合ハシタモノガ、詰リ一切ノ其ノ人ノ收入、斯ウ云フコトニナル譯デゴザイ

○安宅彌吉君 對シ年三分五厘ノ率ヲ超エルコトヲ得ズ、斯ウナッテ居ルヤウデアリマス、サウスルト、

結局各地方總テ三分五厘ヲ超エルコトヲ得ズ、斯ウナッテ居ルヤウデアリマス、サウシマスト貸家組合ノ方ハ各地方ノ狀況ニ依ツテ各貸ス人ノ組合員ノ所得ハ違ツテ來ルト云フコトニナル、或ハ最高限ガ何分ヲ超エルコトヲ得ズ、斯ウ云フコトニナルノデヤナインデセウ

カ、或ハ最高限ガ何分ヲ超エルコトヲ得ズ、斯ウ云フコトニナルノデスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 六分ノモノヲ認メマシテ、ソレニ償却費デアリマス、ソレカラ修繕費デアリマス、ソレカラ管理費ガ

要リマス、ソレカラ空家損失ノ補償金、先程申上ゲマシタヤツデアリマス、ソレカラ

程申上ゲマシタヤツデアリマス、ソレカラスガ、結局組合員ノ所得ガ幾ラニナリ得ル

バ、國債ノ利廻ノ三分五厘ヲ限度ト致シマ

シテ配當ガ出來ルト、斯ウ云フコトニナッテ居リマス、外ノ十億圓ハ是ハ住宅債券ガ發行致シマスカラ、其ノ方ノ利廻ノ利率ハド

ウナリマスカ、三分五厘、四分二厘、四分三厘ニナルカ分リマセヌガ、其ノ限度デアラ

居リマス、外ノ十億圓ハ是ハ住宅債券ガ發行致シマスカラ、其ノ方ノ利廻ノ利率ハド

ウナリマスカ、三分五厘、四分二厘、四分三厘ニナルカ分リマセヌガ、其ノ限度デアラ

居リマス、外ノ十億圓ハ是ハ住宅債券ガ發行致シマスカラ、其ノ方ノ利廻ノ利率ハド

ウナリマスカ、三分五厘、四分二厘、四分三厘ニナルカ分リマセヌガ、其ノ限度デアラ

居リマス、外ノ十億圓ハ是ハ住宅債券ガ發行致シマスカラ、其ノ方ノ利廻ノ利率ハド

スカ

○政府委員(熊谷憲一君) 住家營團ノ方ニハ出資者ニスカ

ハ決ツテ居リマスガ、建築費ニ六分ヲ乘ジタモノ、償却、或ハ空家ニナル場合、火災保

險料ト云フモノヲ含メタモノデ貸シ得ル、ソレカラ建築價格ニ對スル一定ノ割合ハド

ソレカラ建築價格ニ對スル一定ノ割合ハド

○政府委員(熊谷憲一君) 六分ノモノヲ認メマシテ、ソレカラ修繕費デアリマス、ソレカラ管理費ガ

要リマス、ソレカラ空家損失ノ補償金、先程申上ゲマシタヤツデアリマス、ソレカラスガ、結局組合員ノ所得ハ違ツテ來ルト云フコトニナル、或ハ最高限ガ何分ヲ超エルコトヲ得ズ、斯ウ云フコトニナルノデヤナインデセウカ

○政府委員(熊谷憲一君) 六分ノモノヲ認メマシテ、ソレカラ修繕費デアリマス、ソレカラ管理費ガ

要リマス、ソレカラ空家損失ノ補償金、先程申上ゲマシタヤツデアリマス、ソレカラスガ、結局組合員ノ所得ハ違ツテ來ルト云フコトニナル、或ハ最高限ガ何分ヲ超エルコトヲ得ズ、斯ウ云フコトニナルノデヤナインデセウカ

○政府委員(熊谷憲一君) 大體ノ標準ハ今

○政府委員(熊谷憲一君) 住家營團ノ方ハ、出資金ニ對シ年三分五厘ノ率ヲ超エルコトヲ得ズ、斯ウナッテ居ルヤウデアリマス、サウスルト、

結局各地方總テ三分五厘ヲ超エルコトヲ得ズ、斯ウナッテ居ルヤウデアリマス、サウシマスト貸家組合ノ方ハ各地方ノ狀況ニ依ツテ各貸ス人ノ組合員ノ所得ハ違ツテ來ルト云フコトニナル、或ハ最高限ガ何分ヲ超エルコトヲ得ズ、斯ウ云フコトニナルノデヤナインデセウカ

○政府委員(熊谷憲一君) 六分ノモノヲ認メマシテ、ソレカラ修繕費デアリマス、ソレカラ管理費ガ

要リマス、ソレカラ空家損失ノ補償金、先程申上ゲマシタヤツデアリマス、ソレカラスガ、結局組合員ノ所得ハ違ツテ來ルト云フコトニナル、或ハ最高限ガ何分ヲ超エルコトヲ得ズ、斯ウ云フコトニナルノデヤナインデセウカ

○政府委員(熊谷憲一君) 此ノ住宅營團ノ方ニハ出資者ニスカ

債ノ利息ガ將來ニ變ツテ來ル、或ハ下ルカモ債ノ利息ガ將來ニ變ツテ來ル、或ハ下ルカモ

億圓ニ對シテ、若シ剩餘金ガアリマスレバ、三分五厘迄ハ配當シヨウト云フノデアリマス、併シ先程御説明申上ゲマシタヤウニ、住宅營團ヲ經營致シマス上ニ於テ、出來ルダケ家ヲ安クシナケレバナラヌノデアリマスルシ、又危險準備ノ爲ノ積立金モ必要デアリマス、又職員モ相當居リマスノデ、職員ノ退職ノ場合ノ積立金モシナケレバナリマセヌ、サウシテ殘リガアリマスレバ、現在ノ國債ノ利子ノ三分五厘迄ハ政府ニ配當スルコトガアラウ、斯ウ云フコトヲ決メタノデアリマシテ、當分ノ處三分五厘ヲ變更スルヤウナ考へハ持ツテ居リマセヌ

○安宅彌吉君 此ノ貸家組合法ノ第一條ノ第三項、アリマスガ、貸家及貸家ノ所有者ト、

「貸家ノ所有者ニ非ズシテ貸家ノ經營ヲ爲ス者」デアリマス

○安宅彌吉君 脱漏シテ居ルノデスカ、第

三項ハ……

○安宅彌吉君 脱漏シテ居ルノデスカ、第

三項ハ……

○政府委員(熊谷憲一君) 第三項デアリマスカ……ソレハ第四項ニナリマス、第四項ハ貸家ノ經營ヲ爲ス者ノ範圍ヲ命令デ定メルノデゴザイマス、「貸家ノ所有者ニ非ズシテ貸家ノ經營ヲ爲ス者ノ範圍」ヲ定メルノデゴザイマス、「貸家ノ所有者ハ當然範圍ヲ定メル必要ハナイ」ノデアリマス

○安宅彌吉君 前ノノニハ「貸家ノ所有者及

貸家ノ所有者ニ非ズシテ」ト分ケテアリマ

スガ、末項ニハ「貸家及貸家ノ所有者ニ非ズ

シテ」ト云フノデ脱漏シテ居リマセヌカ

○政府委員(熊谷憲一君) 脱漏シテ居リマ

セヌ、貸家ノ範圍ト「貸家ノ所有者ニ非ズシ

テ貸家ノ經營ヲ爲ス者」ノ範圍ヲ第四項、デ

ハツキリ定メタイト云フノデ斯ウ書キマシ

タノデゴザイマス、貸家ノ所有者ニ付テハ、

別ニ意義ヲ定メル必要ガアリマセヌノデ、

是デ宜シウゴザイマス

○安宅彌吉君 マダ讀ンデ居リマセヌノデ

現在ノ所デハ是デ……

○委員長(子爵立見豊丸君) 外ニ御質問ゴ

ザイマヌセカ

○伯爵松木宗隆君 貸家ノ方デスガ、此ノ

案ニ於テ國ノ目的トスル所ハ、國民ガ住

ムニ家ナク、ト云フヤウナ悲慘ナ狀態、ソ

レヲ打破シタイト云フノガ立法ノ趣意ラシ

インデスナ、其ノ意味カラ言ヘバ、極ク抽

象的ニ申セバ、其ノ貸家業者ト云フ者ハ供

給ヲ圓滑ナラシムル爲ニ努力シナケレバナ

ラヌ建前ニアルノデスカラ、或ハ用語ガ悪

イカモ知レマセヌケレドモ、或ハ國ノ目的

ニ對シテハ、強制ヲ以テヤツテモ宜イト云フ

ヤウナ、主觀的ナ考ヘガ出マスガ、併シサウ

云フコトハ只今感ジニ過ギナイ、今日貸家

業ト云フモノニ對シテ、組合ヲ作ラセルト

云フ以上ハ、組合ハ出來ルダケ一面ニ於テ

任意的ニ組合トスルヤウニ圖ラハナケレバ

ナラヌ、半面ハサウナツテ居ル、ソコデ業者

ト云フモノハ、何ガ主眼デアルカト申セバ

ハツキリ御出シニナッタラドウカ、其ノ點ヲ  
一ツ……

○政府委員(熊谷憲一君) 只今御尋ノ事項

ハハツキリトハ書イテアリマセヌガ、第二條  
ノ第一項ノ第五號ニ「貸家ノ建設及經營ニ  
關スル指導、研究、調査其ノ他組合ノ目的ヲ  
達スルニ必要ナル事業」ト云フノガアリマス、  
實ハ厚生省ニ於キマシテモ色々ナ見地、保  
健衛生ノ見地モアリマス、又内務省トノ密  
接ナル關係ノ下ニ防空上ノコトモ考ヘナケ  
レバナラヌ、防空室、防火ノコトモ考ヘナケ  
レバナラヌガ、色々ノ點カラ將來ノ日本ノ  
住宅建設ノ指導方針ヲ如何ニスルカト云フ  
コトハ大キナ問題デアラウト思ヒマス、住  
宅營團モ實ハ相當ノ職能、單ニ住宅ノ供給  
ヲスルト云フコトダケデナクテ、將來日本  
ノ農村ナリ、漁村ナリ、市街地ノ住宅ガ如  
何ニアラネバナラヌカ、國民住宅ノ模範ト  
謂ヒマスカ、サウ云フ設計モ致シマシテ、  
此ノ組合ト云フモノト密接ナル連絡ノ下ニ、  
單ニ衛生トカ保健トカ云フモノデナク、防  
空、防火ニ有ラユル見地カラ指導ヲシテ行  
カナケレバナラヌノデ、御言葉ノヤウニヤッ  
テ行ク積リデアリマス

○男爵山川建君 一ツダケ私ハ今日伺ツテ

置キタイト思フノデアリマスガ、此ノ住  
宅營團ノ仕事ノ内容ヲ見マスト、住宅建設  
ノ爲ノ資金ノ一部ヲ貸付ケルトカ、或住宅  
ノ賣買貸借ノ仲介ヲスルトカ云フヤウナ仕  
事ガアルヤウニ先程御説明ガアッタ譯デア  
リマス、是ハ申ス迄モナク貸付賣買ノ仲介  
トカ云フコトニナリマスト、信託業ニ類似  
シタ仕事ニナルト思フノデアリマス、又目  
的ハ一部ニ限ラレテ居リマシテモ、貸付事  
業ヲヤルコトニナリマスト、銀行ノ仕事ノ一  
部ヲ行フヤウニ考ヘラレルノデアリマスガ、  
此ノ方面ノコトハ全ク素人デ能ク分リマ  
ス、三十七條ノ御尋ノ點ハ、厚生省内  
ニ付キマシテハ厚生大臣ト思  
フノデアリマスガ、斯ウ云フヤウナ仕事ノ  
性質上、大藏大臣或ハ商工大臣ノ住宅營團  
ニ關與ナサル範圍、權限ト云フコトニ只今ノ所考  
ニ付キマシテ伺ヒタノデアリマス

○政府委員(熊谷憲一君) 御尤ナ御尋デア  
リマシテ、住宅營團ニ主務大臣ハ厚生大臣  
ダケニ實ハシテ居ルノデアリマスガ、只今  
御話ガアリマシタ資金ノ貸付ノ問題等ニ付  
キマシテハ、出來ルダケ大藏省ト密接ナ連  
絡ヲ取シテヤッテ行キタイト考ヘテ居リマス、  
特ニ住宅營團ノ問題ハ其ノ問題ダケデナク  
テ、總チノ此ノ資金ノ問題カラ、住宅債券  
ノ發行ノ問題、ソレカラ建築致シマス色々  
ナ物資ノ關係デ、大藏省、企畫院、商工省、  
或ハ農林省ト非常ナル關係ガアルノデアリ  
マス、ソレ等ノ官廳トハ十分連絡ヲ取シテ  
行キタイト考ヘテ居リマス、主務大臣ハ厚  
生大臣ダケニナリマス

○男爵山川建君 サウ致シマスト、住宅營  
團法ノ三十七條ニアリマス、「主務大臣ハ特  
ニ住宅營團監理官ヲ置キ住宅營團ノ業務ヲ  
監視セシム」ト云フ、此ノ住宅營團監理官ト  
云フ官吏ハ、是ハ矢張リ厚生省ノ中ニアリ  
マスガ、只今御説明ノアリマシタヤウニ、  
實質上大藏省、或ハ企畫院、或ハ商工省ト  
連絡ヲ御取リニナルノデアリマスレバ、法  
令上サウ云フヤウナ方面トノ連絡、或ハ業  
務ノ一部ノ監督ト云フヤウナコトハナイ譯  
デアリマスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 關係各省トハ實  
質上十分連絡ヲ取シテ行キタイト考ヘテ居  
知致シタノデアリマシテ、最近農林省ア

部ヲ行フヤウニ考ヘラレルノデアリマスガ、  
リマス、三十七條ノ御尋ノ點ハ、厚生省内  
ノ役人ヲ以テスルト云フコトニ只今ノ所考  
ニ付キマシテ伺ヒタノデアリマス

○中川望君 マダ十分讀ンデ居ラヌノデ、能  
ク分ラヌノデ御伺ヒスル譯デアリマス、此

ノ住宅營團ト云フモノハ一ツノモノデアッ  
テ、サウシテ全國的ナ是ハ働キヲスルモノ  
ト、地方ノ關係ハドウ云フ風ニ組織ニナッテ  
ヤッテ參ルノデアリマセウカ、又全國的ニ  
ダラウト思フノデアリマス、サウナリマス

テ

○政府委員(熊谷憲一君) 御答ヘ申上ゲマ  
ス、大體ノ住宅營團ノ仕組ヲ申上ゲマスト、  
東京ニ本部ヲ置キマシテ、各地ニ住宅事務  
所、所謂支部ト申シマスカ、其ノ支部ヲ作  
成ノ問題カラ、住宅債券

マセウカ、先づ其ノ點ヲ伺シテ置キタイ

テ

○政府委員(熊谷憲一君) 御答ヘ申上ゲマ  
ス、大體ノ住宅營團ノ仕組ヲ申上ゲマスト、  
東京ニ本部ヲ置キマシテ、各地ニ住宅事務  
所、所謂支部ト申シマスノマセウカ、先づ其  
ノ點ヲ伺シテ置キタイテ

テ

○政府委員(熊谷憲一君) 關係各省トハ實  
質上十分連絡ヲ取シテ行キタイト考ヘテ居  
知致シタノデアリマシテ、最近農林省ア

タリノ御計畫ニ依リマスト、來年ハ大部  
米ノ增產計畫等ガ考ヘラレテ居シテ、歸  
農者ヲ澤山出サウ、殊ニ米ノ計畫ノ如キハ  
新闻ノ傳フル所ニ依リマスルト、本年ノ  
收穫高ニ對シテ來年ハ一千百萬石ト云フ増  
產ヲ目途トシテヤッテ居ラレルト云フ  
ナコトデアリマス、今日ノ農家ハモウ御承  
知ノ通りニ手不足デアル時デアルカラ、ソ  
レニ開墾デアルトカ其ノ他ヲヤラセルト云  
フコトニナレバ、ドウシテモ失業者其ノ他  
ガ農村ニ歸リマシテ、農業ニ從事スルト云  
フヤウナコトニシナケレバ、增產計畫ガナ  
カナカ立タナイノダラウト思ヒマス、假ニ  
一千百萬石ノ米ヲ作ルト云フコトニナリマ  
スト、一反假ニ二石、ソレダケ穫レルカド  
カナカ立タナイノダラウト思ヒマス、假ニ二石穫レテモ、五  
百五十萬反、デアリマスカラシテ之ヲ一戸  
ガ五反半ダケ作ルコトニシテモ、百萬ノ人  
ガ要ルヤウナ勘定ニナルノデアリマスガ、  
サウスルト、ソレハ都會ニ居リマス人ヲ結  
局農村ニ歸シテ、ソレヲ充用サセナケレバ  
サカ知リマセスガ、假ニ二石穫レテモ、五  
百五十萬反、デアリマスカラシテ之ヲ一戸  
ガ五反半ダケ作ルコトニシテモ、百萬ノ人  
ガ要ルヤウナ勘定ニナルノデアリマスガ、  
サウスルト、ソレハ都會ニ居リマス人ヲ結  
局農村ニ歸シテ、ソレヲ充用サセナケレバ  
出来ナイト云フヤウナコトニナルノデアリ  
マスガ、最近餘程失業者ニ歸農スルコトヲ  
出テ來ルノデヤナイカト思ヒマス、サウ云  
フ失業者ハドノ方面ニ行キマスカ知リマセ  
スガ、假ニ農業ノ方面ニヤルトカ、或ハ他  
ノ方面ニ轉業サシテヤレバ、是モ東京ニ居  
レバ同ジコトデアリマスガ、東京ナリ大阪  
ナリノ都會ヲ去ルト云フコトニナリマスレ  
バ、相當ノ人ガ去ルコトニナル譯デアリマ  
ス、ソコデ今日ノ住宅ガ大分緩和サレルノ  
デヤナイカト思ヒマスガ、サウ云フ點ニ付  
テハ何カ多少ノ御調ガゴザイマセウカ、其

○田口弼一君 今日住宅ノ不足ハモウ事  
業ニシテ、支部限リデ相當ノ仕事ヲヤッテ行  
ケルヤウニシテ行キタイト考ヘテ居リマス  
マシテソレノ大キナ事業ヲヤッテ居リマス  
スカラ、支部ノ權限ハ相當強クナッテ居リ  
マシテ、支部限リデ相當ノ仕事ヲヤッテ行  
又資金ノ點カラ見マシテ、矢張リ一元的ニ  
ト五箇所ノ豫定デアリマス、之ヲ一ノ佳  
宅營團ニ纏メマシタノハ、資材ノ點カラ、  
ハ大體東京、名古屋、大阪、北九州ト仙臺  
所、所謂支部ト申シマスカ、其ノ支部ヲ作  
成ノ問題カラ、住宅債券

○男爵山川建君 サウ致シマスト、住宅營  
團法ノ三十七條ニアリマス、「主務大臣ハ特  
ニ住宅營團監理官ヲ置キ住宅營團ノ業務ヲ  
監視セシム」ト云フ、此ノ住宅營團監理官ト  
云フ官吏ハ、是ハ矢張リ厚生省ノ中ニアリ  
マスガ、只今御説明ノアリマシタヤウニ、  
實質上大藏省、或ハ企畫院、或ハ商工省ト  
連絡ヲ御取リニナルノデアリマスレバ、法  
令上サウ云フヤウナ方面トノ連絡、或ハ業  
務ノ一部ノ監督ト云フヤウナコトハナイ譯  
デアリマスカ

○政府委員(熊谷憲一君) 關係各省トハ實  
質上十分連絡ヲ取シテ行キタイト考ヘテ居  
知致シタノデアリマシテ、最近農林省ア

○政府委員(兒玉政介君) 中小工商業者ノ不足ト云  
ノ見方トシマシテハ一面ニ資材ノ不足ト云  
フヤウナコトカラ、整理ヲシナゲレバナラ  
ヅカシイ問題デアリマスガ、併シ只今大體  
ナイト云フモノガアリマス半面ニハ、又非  
常ニ勞力ヲ要求シテ居ル方面モアリマスノ  
デ、大體カラ申シマスレバ、現在ノ状態ニ  
於テハマダ労力ノ方ガ不足デアルト云フヤ  
ウナ状況ニアルノデアリマシテ、将来ニ於  
キマシテモ、労務ノ轉換ト謂ヒマスカ、滴  
正ノ配置ト謂ヒマスカ、サウ云フ行キ方デ  
全ク業ガナクテ困ルト云フ者ハサウ澤山ナ  
シニ濟ムノデヤナイカ、又濟マセタイ、斯  
様ニ考ヘテ居ルノデアリマスガ、丁度事變  
ヤウナ状態デ、其ノ爲ニ政府ニ失業對策部  
ノ始まりマシタ直後、昭和十二年ノ末ニハ  
三十七萬位ノ失業者ガ出サウデアル、失業ノ  
ヲ拵ヘ、更ニ之ヲ轉換サセル爲ニ、職業輔  
導所ト云フモノヲ大規模ニ拵ヘマシテ、對  
策ヲ可ナリ慎重ニ講ジタノデアリマスガ、  
丁度此ノ時ガ半面ニ於テ労力不足ト云フモ  
ノヲ懇ヘル時局産業ト云フモノガ盛ニ興リ  
マシタ關係デ、到頭其ノ方ヘ殆ド吸收サレ  
テ行キマシテ、昨年ノ中頃デゴザイマシタ  
カ、三萬餘リ、殆ドヨクノ人デナケレバ  
失業スルト云フ状態デハナイト云フコト  
ニナシタノデアリマス、最近ニ於テ七・七  
ト報告ヲサレテ居リマス、是ハ非常ニ正確  
ナモノトハ申上ゲ兼ネマスガ、サウ云フ狀

態デアリマズ、ハレデハ是ガドウシテ居ルカト  
云フト、端カラ必要ナ産業ニ吸收ラサレテ  
参リマスルノデ、ズット是ガ加算シテ殖エ  
テ行クト云フ状態モゴザイマセヌ、サウ  
云フ状態ヲ考ヘ併セマスルト、非常ニ此ノ  
歸農スル者ノ爲ニ、都市ニ空家ガ殖エルト  
云フヤウナコトニハナカヽ相成ラヌノデ

○田口弼一君 最近彼ノ、是ハモウ御承知ノ通り、東京市ト警視廳ノ名前ニ依ツテ避難調査表ト云フヤウナモノガ我々ノ所ニモ届イタノデアリマスガ、是等ヲ見マスト、年寄子供ナンカ避難シロト云フヤウナ點カラ見テ、何カ事ガアレバ、爆撃デモサレルト云フヤウナ事柄ヲ心配サレテ、ア、云フ調査ヲ御取リニナツタノデハナイカト思フ、サウスルト我ガ國ニ於テモ、マアサウ云フコトハ非常ノ危険ナ狀態ニ曝サレルコトデアラウト思ツテ居ルノデアリマス、將來工場ノ分散ノアリマスガ、サウナルト軍需工業ヲ初メトシテ、工場ノ密集シテ居ルト云フコトハ非ケレバナラヌ、又アルコトダラウト思ツテ居リマスガ、サウ云フコトニナリマスト、今東京市竝ニ東京ニ接觸シタ川崎トカ、サウ云フ所ニ工場ガ澤山アリマスガ、將來ドウナルカ、サウ云フコトモ將來考ヘナケレバナラヌト思ウテ居リマスガ、サウ云フコトニナリマスト、諸所方々ニ持ツテ行ツタ云フコトニナリマスト、其ノ建築ガ全ク無駄ニナルヤウリマス、斯ウ云フヤウナコトニハ相成ラヌノ居ルノデアリマスガ、マダ／＼此ノ程度デハナカ／＼住宅難ハ當分緩和サレルコトハ容易デナイト云フヤウナ觀測ヲマア致シテ居リマス

モ一ツ重要な問題ニナルシ、斯ウ云フコトニ付テハ何カ相當其ノ關係ノ方ト何カ御交渉デモアリ、又サウ云フコトヲ考ヘテ居ルノデアリマセウカ、其ノ點ヲチョット御伺ヒ致シマス

ナカサウナレバ、或ハ川崎ト云フヤウナ所デ、直グ工場ノ附近ニ土地ヲ得ヨウト云ウテモ容易ニ得ラレル筈モゴザイマセヌ、サレバト云ウテ、餘リ遠ケレバ交通ノ關係等ニ支障ガアルト云フコトデ、此ノ敷地ノ選定ト云フコトハ、是カラ事業執行ノ上ニ於テ非常ニ困難ナ點デアルト今カラ存ジテ居ルノデアリマスガ、畢竟出來ル限り只今御示ノヤウナ觀點ニ立チマシテ、敷地ノ選定或ハ住宅ノ建設ト云フヤウナコトヲ考ヘテ行カナケレバナラヌカト存ジテ居リマス○中川望君 只今ノ田口君ノ御質問ニ關聯シテ居ルコトデアリマスガ、是ハ厚生省直接御管轄デナイカ知レマセヌガ、私ハ住宅ノ根本問題ハ工場ト云フモノニ非常ナ關係ヲ持ツテ居ルト存ジマスノデ、前年來商工省ニ於テハ此ノ工場ノ統制ノコトニ付テ御考ニナッテ居ルヤウニ伺ッテ居ルノデアリマスガ、是ガドウ云フ風ニ勵イテ居リマスカ、詰リ工場設置ガ都會ヲ目指シテ、其ノ周圍ニ無制限ニ出來ルト云フコトニナルト、住宅ノ問題ヲ如何ニ解決スルカト云フコトハ、到底非常ニ至難ナ問題デアル、其ノ工場設置ノ統制ニ付テドウ云フヤウナ處置ガ講ゼラレテ居ルカト云フコトヲ適當ナ機會ニ御示シ願ヒタイト思ヒマス

○委員長(子爵立見豊丸君) 本日ハ此ノ程度デ散會致シマシテ、明日午前十時カラ開會致シタイト思ヒマスガ、如何ナモノデゴザイマセウカ

〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(子爵立見豊丸君) 御異議ナケレバ、左様ニ致シマス

午後零時八分散會

出席者左ノ如シ

委員長	子爵立見	豊丸君
副委員長	男爵高木	喜寛君
委員	侯爵德川	賴貞君
	侯爵中山	輔親君
	伯爵松木	宗隆君
	子爵植村	家治君
	子爵實吉	純郎君
	仁井田益太郎君	
男爵前田	勇君	
田口	弼一君	
男爵山川	建君	
中川	望君	
長岡隆一郎君		
安宅	彌吉君	
小坂	梅吉君	
斎藤万壽雄君		
中島		
賢藏君		

## 政府委員

厚生次官	兒玉政介君
厚生省社會局長	熊谷憲一君
厚生書記官	高橋敏雄君
同	